

令和 4 年 第 2 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 4 年 3 月 3 日 (開会)

令和 4 年 3 月 15 日 (閉会)

令和4年第2回上小阿仁村議会定例会会議録（第2号）

○招集（開会） 年月日 令和4年3月3日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開 議 年 月 日（時間） 令和4年3月15日（15時00分）

○出 席 議 員

1番	伊藤秀明君	2番	佐藤真二君
3番	武石辰久君	4番	齊藤鉄子君
5番	萩野芳紀君	6番	河村良満君
7番	北林義高君	8番	伊藤敏夫君

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小林悦次
副 村 長	恵比原史
総 務 課 長	田村秀幸
住 民 福 祉 課 長	齊藤幹雄
産 業 課 長 兼 建 設 課 長	加藤浩二
診 療 所 事 務 長	中島英樹
代 表 監 査 委 員	鈴木義廣
教 育 長	高橋充
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小林博隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大沢寿
議会書記	上杉文子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 なし

○議 事 日 程

- 第1 委員長報告
- 第2 議案第26号 令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第3 議案第27号 令和4年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第4 議案第28号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第29号 上小阿仁村コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第6 議案第30号 南沢橋補修工事請負変更契約の締結について
- 第7 議案第31号 五反沢地区下水道管渠接続工事請負変更契約の締結について
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第10 閉会中の所管事務等調査の申し出について

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

15時00分 開会

○議長（伊藤敏夫） ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 委員長報告

○議長（伊藤敏夫） 日程第1 先に付託しておりました事件について、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長 4番、齊藤鉄子君。

（4番 齊藤鉄子議員 登壇）

○総務産業常任委員長（齊藤鉄子）

委員会審査報告書

本委員会は、令和4年3月3日に付託された次の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、件名、審査の結果の順に読み上げます。

議案第1号 令和4年度上小阿仁村一般会計予算について、原案可決。

議案第2号 令和4年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第3号 令和4年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計予算について、原案可決。

議案第4号 令和4年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計予算について、原案可決。

- 議案第 5 号 令和 4 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計予算について、原案可決。
- 議案第 6 号 令和 4 年度上小阿仁村下水道事業特別会計予算について、原案可決。
- 議案第 7 号 令和 4 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計予算について、原案可決。
- 議案第 8 号 令和 4 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。
- 議案第 9 号 令和 4 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。
- 議案第 10 号 令和 4 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、原案可決。
- 議案第 11 号 令和 4 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。
- 議案第 12 号 令和 3 年度上小阿仁村一般会計補正予算について、原案可決。
- 議案第 13 号 令和 3 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第 14 号 令和 3 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第 15 号 令和 3 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第 16 号 令和 3 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。
- 議案第 17 号 令和 3 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。
- 議案第 18 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第 19 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第 20 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第 21 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第 22 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第 23 号 上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。
- 議案第 24 号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

以上であります。

議案第1号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第1号 令和4年度上小阿仁村一般会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第2号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第2号 令和4年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第3号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第3号 令和4年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第4号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第4号 令和4年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第5号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第5号 令和4年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第6号 討論・採決

○議長(伊藤敏夫) 議案第6号 令和4年度上小阿仁村下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第7号 討論・採決

○議長(伊藤敏夫) 議案第7号 令和4年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第8号 討論・採決

○議長(伊藤敏夫) 議案第8号 令和4年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第9号 討論・採決

○議長(伊藤敏夫) 議案第9号 令和4年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第10号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第10号 令和4年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第11号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第11号 令和4年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第12号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第12号 令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第13号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第13号 令和3年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第14号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第14号 令和3年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第15号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第15号 令和3年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第16号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第16号 令和3年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第17号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第17号 令和3年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第18号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第18号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第19号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第20号 討論・採決

○議長(伊藤敏夫) 議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議があるようですので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(6番 河村良満議員 挙手)

○議長(伊藤敏夫) はい、6番 河村良満君。

○6番(河村良満) 今回の条例改正案は、3級と4級にそれぞれ、同じ名称の係長職があるのがおかしい。どちらかを削除すべきと給与を、実態調査の中で指摘されたとのこと。現在、我村では、4級の係長職がないので、4級の係長の職務を削除するというものですが、これまで、3級の係長と4級の係長職をしてきたのは、管理職が馴染まない職種の職員。具体的には、看護師・栄養士・保育士等の職務の職員が、3級である程度の経験年数を経過した場合、管理職でなくても階級を上げるという仕組みでした。今回の条例改正案は、その係長職を4級へ上げる仕組みを、廃止するというものです。今回の改正案が採決されれば、看護師・栄養士・保育士の職種は、4級へ昇格することができなくなります。同年代であっても、管理職になる職員とならない職員で、差が生じてしまいます。さらに、管理職になれば、管理職手当が支給されます。同じような業務をして、係長あるいは課長補佐で、給料に大幅な差が生じることになります。また、名称が同じであるとの指摘なので、例えば、3級の係長職を「係長補佐」とか、あるいは、4級の係長を「上席係長」と名称を変えればいいだけだと、私は考えます。よって、今回の4級への係長職を削除する条例改正案には、反対するものでございます。

議員みなさんのご賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長(伊藤敏夫) 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 討論がないようですので、討論を終結します。

○議長(伊藤敏夫) これより採決を行います。

採決の方法は、起立採決といたします。

○議長(伊藤敏夫) 議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

○議長（伊藤敏夫） 起立多数です。したがって、議案第 20 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第 21 号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第 21 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 22 号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第 22 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 23 号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第 23 号 上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 24 号 討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第 24 号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

○議長（伊藤敏夫） マイク交換のため、少々お待ちください。

日程第2 議案第26号 上程・討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第2 議案第26号 令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 配布しております、追加提出議案の1ページをお願いいたします。

議案第26号 令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算（第9号）であります。

令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,734万2,000円とするものでございます。

地方債補正

第2条 既定の地方債の変更は、第2表に記載しております。

4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正

臨時財政対策債の限度額を1,400万円増額し、5,600万円とするものです。

8ページの歳入をお願いいたします。

21款 村債 1項 村債 2目 臨時財政対策債1,400万円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

2款 総務費 1項 総務管理費 16目 減債基金費1,400万円の追加で、減債基金へ積み立てとなります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

質疑

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論

○議長（伊藤敏夫） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第26号 令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第27号 上程・討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第3 議案第27号 令和4年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 続きまして、議案第27号 令和4年度上小阿仁村一般会計補正予算（第1号）であります。

令和4年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,951万9,000円とするものでございます。

20ページをお願いいたします。歳入でございます。

18款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金700万円を増額し、補正後の額を6,471万4,000円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

2款 総務費 1項 総務管理費 10目 コミュニティセンター管理費、700万円の追加です。山ふじ温泉の指定管理委託料として、計上しております。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

質疑

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論

○議長（伊藤敏夫） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第27号 令和4年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第28号 上程・討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第4 議案第28号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第28号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例についてでございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由

かみこあに保育園に勤務する会計年度任用職員に支給する処遇改善の手当は、延長保育や預かり保育等のみに従事している者及びあらかじめ決まった勤務日がない者は対象とならないため、この条例案を提出するものでございます。

改正の内容です。付則第4項中、カッコ書きの部分の改正になりますが、「通常の教育・保育以外のみに従事している会計年度任用職員を除く」の既定文を、「延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している者及びあらかじめ決まった勤務日がない者を除く」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

質疑

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論

○議長（伊藤敏夫） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第28号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第29号 上程・討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第5 議案第29号 上小阿仁村コミュニティセンターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

○議長（伊藤敏夫） 本件については、1番 伊藤秀明君に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥を求めます。

（1番 伊藤秀明議員 除斥）

○議長（伊藤敏夫） 提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第29号 上小阿仁村コミュニティセンターの指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村コミュニティセンターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原 66 番地 1

かみこあに観光物産株式会社 代表取締役 伊藤 茂樹

2. 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2の第6項の規定により提出するものであります。

よろしく願いいたします。

質疑

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） はい、2番 佐藤真二君。

○2番（佐藤真二） 指定管理の会社に関しては、異議はございませんが、予算をみますと、一般財源で930万円みてました予算を、700万円と指定しているわけです。これを3年間、お願いするわけでありますので、前の指定管理の時もそうでしたが、渡す前に一度、村も立ち合いして、指定管理者、受ける側が、いろいろ直してほしいところがあったりすれば、それを直していただきたいと申し出があって、直して指定管理に渡した経緯があります。ですから、今回も予算を200何十万円、村が経営すると230万円減額してありますので、渡す前に立ち合いをして、村で必要なところは直して、そして、管理者も何か計画をしているようでありますので、必要なものは、一度ここでやっていただいて、3年間を同じ金額で指定をしていただくという、その方法でお願いしたいと思います。

○議長（伊藤敏夫） はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 2番 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

委員会の中でも指摘されましたけれども、一応、6月定例会において、修繕料、それから備品関係については、必要なものについては、減額するわけですが、その部分については、残して対応したいと考えております。その、かみこあに観光物産との協議については、今月の3月23日に予定して、4月、年度初めにスムーズに移行できるよう、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤敏夫） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論

○議長（伊藤敏夫） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第 29 号 上小阿仁村コミュニティセンターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（伊藤敏夫） 1 番 伊藤秀明君の除斥を解きます。
（1 番 伊藤秀明議員 着席）

日程第 6 議案第 30 号 上程・討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第 6 議案第 30 号 南沢橋補修工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 27 ページをご覧ください。
議案第 30 号 南沢橋補修工事請負変更契約の締結について。

令和 4 年 1 月 28 日変更契約を締結した南沢橋補修工事の請負契約を次のとおり変更し契約したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 変更なし
2. 契約の方法 変更なし
3. 契約の金額

（1）変更前 金 5,432 万 7,900 円（うち消費税相当額 493 万 8,900 円）

（2）変更後 金 5,063 万 5,200 円（うち消費税相当額 460 万 3,200 円）

4. 契約の相手方 変更なし

次のページが仮契約書の写しとなっております。

369 万 2,700 円の減額となる変更の理由は、ブラット材処分量が、設計に対し少なかつたため、廃材処分費が減額となったものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

質疑

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論

○議長（伊藤敏夫） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第 30 号 南沢橋補修工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なし認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 7 議案第 31 号 上程・討論・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第 7 議案第 31 号 五反沢地区下水道管渠接続工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 29 ページをお願いいたします。

議案第 31 号 五反沢地区下水道管渠接続工事請負変更契約の締結について令和 3 年 12 月 9 日契約締結した五反沢地区下水道管渠接続工事の請負契約を次のとおり変更し契約したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 変更なし

2. 契約の方法 変更なし

3. 契約の金額

(1) 変更前 金 6,468 万円 (うち消費税相当額 588 万円)

(2) 変更後 金 6,903 万 6,000 円 (うち消費税相当額 627 万 6,000 円)

4. 契約の相手方 変更なし

次のページが仮契約書の写しとなります。

435 万 6,000 円の増額となる変更の主な理由は、発生土処理の置き場変更に伴う、残土運搬距離の修正による発生土処理費の増額。県道車道の一部区間について、現況に合わせた舗装復旧工法の変更による舗装復旧費の増額。現場作業に合わせた交通誘導警備員の減少による交通管理工の減額などであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

質疑

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論

○議長（伊藤敏夫） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第31号 五反沢地区下水道管渠接続工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なし認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 諮問第1号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 上小阿仁村小沢田字向川原113番地

氏 名 成田 利幸 昭和26年4月11日生

提案理由

人権擁護委員、成田利幸氏が、令和4年6月30日で任期満了となるため、提出するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

諮問第1号・採決

○議長（伊藤敏夫） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（伊藤敏夫） 立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、5番 萩野芳紀君、6番 河村良満君

を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条及び 85 条の規定により、否とみなします。

なお、この採決の投票者は 7 名であります。

これより投票を行います。事務局長が、議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

投票

(点呼、投票)

○議長(伊藤敏夫) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(伊藤敏夫) 投票総数 7 票、これは先ほどの議員数と符合しております。

そのうち、賛成 7 票。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

日程第 9 選挙第 1 号 上程・採決

○議長(伊藤敏夫) 次に日程第 9 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

本件は、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 18 日をもって任期満了となります。選挙管理委員及び補充員の選挙をするものであります。

お諮りいたします。選挙管理委員及び補充員の選挙の方法については、議長において、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦で行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、議長の指名推薦により行うことに決定いたしました。

○議長(伊藤敏夫) 選挙管理委員には、畠山 貢君、田中 實君、三浦 清治君、大

沢 秀高君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員に当選されました。

なお、当選人の住所、生年月日記載の書面は、のちほど配布いたします。

○議長（伊藤敏夫） 次に補充員には、第1順位 石上 久美子君、第2順位 山田優君、第3順位 田中 正君、第4順位 鈴木 善彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名いたしました4名を、補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名は順序のとおり、補充員に当選されました。

これより、当選人の住所、生年月日及び順位を記載した書面を配布しますので、暫時休憩いたします。

（書面配布）

15時53分 休憩

15時55分 再開

○議長（伊藤敏夫） 再開いたします。

日程第10 閉会中の継続調査の申し出 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第10 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（伊藤敏夫） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和4年第2回上小阿仁村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

15時56分 閉会